

## 第14号議案

春日市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、下水道使用料の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市下水道条例の一部を改正する条例

春日市下水道条例(昭和52年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条の表中

「

756円	10立方メートルまで	58円32銭
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	177円12銭
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	210円60銭
	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	220円32銭
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	267円84銭
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	279円72銭
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	332円64銭
	500立方メートルを超えるもの	345円60銭

」

を

「

	10立方メートルまで	59円40銭
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	180円40銭
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	214円50銭

770円	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	224円40銭
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	272円80銭
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	284円90銭
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	338円80銭
	500立方メートルを超えるもの	352円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条の規定は、春日市下水道条例第16条第2項に規定する平成31年度第5期の使用料から適用する。